

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

| | | |
|--|---|------------------------------------|
| 1. 現年度 | 2. 新年度 | 3. 両年度 |
| ※市町村処理欄 | | |
| 特別徴収義務者 指 定 番 号 | | ※市町村ごと に異なります |
| 宛 名 番 号 | | |
| 連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号 | 課・係 | |
| | 氏名 | |
| | 電話 | (内線) |
| 異 動 の 事 由 1. 退 職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可) | 異動後の未徴収 税 額 の 徴 収 | 退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円 |
| | 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日納期分) 3. 普通徴収 理由 | 控 除 社 会 保 険 料 額 円 |

① ◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

| | | | | | | | |
|------------------------|--------------------|----------------------|------------------------|-------------|-------------------------|----------------|--|
| 志木 市長あて 年 月 日提出 | (特別徴収義務者) 給与支払者 | 住所(居所) 又は所在地 〒 | フリガナ | 氏名又は名称 | 代表者の 職氏名印 | 個人番号 又は法人番号 | |
| 給 与 所 得 者 | | | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) | 異動年月日 | |
| 受給者番号(整理番号) | フリガナ | 氏 名 | 円 | 月から | 月から | ・ | |
| | | (旧姓) | | 月まで | 月まで | ・ | |
| 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | | | 円 | 円 | | |
| 個人番号 | | | | | | | |
| 1月1日 現在の住所 | | | | | | | |
| 給与の支払を受け なくなった後の住所 | | | | | | | |

② ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

| | | | |
|--|-----------------------|---------|----|
| 一 括 徴 収 の 理 由 | 徴 収 予 定 | 相続人の氏名等 | |
| 1. 異動が 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出) | 徴収予定 月 日 | 氏名 | 続柄 |
| 2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため | 徴収予定額 | 住所 | |
| 異 動 者 印 | 徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) | 電話 | |

③ ◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

| | | | | |
|--|---|-------|------------------------|-------------|
| 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。) | 〒 | 課・係 | 新しい勤務先では 月割額 円を | ※市町村記 入欄 |
| 新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地 | | 氏名 | 月分から徴収し、納入します。 | |
| フリガナ | | 電話 | 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 | |
| 氏名又は名称 | | (内線) | 納入書 要 ・ 不要 | |
| 代表者の職氏名印 | | | | |

【提出先】 〒 353-8501 志木市中宗岡 1-1-1 志木市役所 課税課 市民税グループ (TEL 048-473-1111)

御注意
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 「転勤、再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 4 新勤務先では最下段の事項を記載し、「一月一日現在の住所(課税地)の市町村長」に送付してください。また、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 5 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。